

令和5年10月策定

# いじめ防止基本方針

我孫子市立布佐中学校

## 目次

- 1 いじめに対する布佐中学校としての考え方 P1
- 2 いじめ防止基本方針を実行するための布佐中学校の職員等組織
- 3 いじめ防止のための取組
  - (1) 自尊感情を高める取組み
    - わかる授業・できる授業
    - 検定での取組み
    - 学校行事
  - (2) 一人ひとりの居場所のある学級をつくる取組み
    - Q-U 検査の年2回実施、学校生活満足度調査
  - (3) 道徳心を醸成する取組み及び豊かな人間関係づくりプログラムの実践
    - 道徳の時間の充実
    - 情報モラル教育の計画的推進
  - (4) いじめを防止する生徒主体の取組
    - 生徒会・委員会活動によるいじめのない学校づくり
  - (5) 教職員の行動や言動
    - 観測気球への対応
    - いじめの助長を防ぐ
    - 特別支援教育の充実
- 4 いじめの早期発見のための取組み
  - (1) いじめ早期発見のためのチェックリストの活用
  - (2) いじめアンケート調査の年2回実施
  - (3) 相談箱の活用及び相談ホットラインの周知
  - (4) 教育相談の実施
- 5 いじめの発見・通報を受けた場合の取組み
- 6 重大事態への対処
  - (1) 重大事態として対処を要する場合
  - (2) 重大事態の報告
  - (3) 重大事態の調査
- 7 いじめ対策における年間計画
- 8 その他・参考資料・参考図書

# 我孫子市立布佐中学校いじめ防止基本方針

我孫子市立布佐中学校

我孫子市立布佐中学校では「いじめ0（ゼロ）」を目指して、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき、本校としてのいじめに対する考え方やいじめ防止の取り組み、いじめ確認時の対応等を策定した内容について以下に示す。（法第13条）  
また、策定した基本方針については、保護者や地域に知らせるべき内容を抜粋して学校のホームページ等で公開することとする。

## 1 いじめに対する本校としての考え方

本校では、いじめはどの生徒にも起こりうるものと考え、日頃からいじめの未然防止及びいじめの早期発見に努めるとともに、いじめがあることが確認された場合には、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導することを組織的に行うこととする。

なお、いじめについては学校外でも起こることから、家庭や地域と連携しながら対策を講じるとともに、いじめの態様において、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じると思われる場合には、教育的な配慮や被害を受けた生徒及びその保護者の意向への配慮のうえで、警察と連携した対応をとることとする。

ここでいう「いじめ」とは、以下のいじめの態様に示すような心理的または物理的な影響を与える行為で、この行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指す。

（具体的ないじめの態様）

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

## 2 いじめ防止基本方針を実行するための組織

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、以下のメンバーにより「いじめ対策委員会」を構成する。（法第22条）

当委員会は、組織的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担い、定期的を開催することとする。基本的には複数の本校教職員で委員会を開催運営するが、必要に応じて保護者や地域の有識者・心理、福祉等の専門的知識を有する者を招集して委員会を開催する。ここで

いう「必要に応じて」とは、主に本校が策定したいじめ防止の基本方針に対する意見聴取やいじめに関する重大事態が発生した場合を指す。

【教職員】 2人 ・ 生徒指導主任 ・ 教育相談いじめ担当

【保護者及び地域の有識者】 2人 ・ PTA 会長 ・ 地域学校協働活動推進員

【専門的知識を有する者】 2人 ・ スクールカウンセラー 有識者

### 3 いじめ防止のための取組

いじめはどの生徒にも起こり得るという事実を踏まえ、すべての生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組むことが必要である。(法第15条)

#### (1) 自尊感情を高める取組

過去の全国学力・学習状況調査の結果分析から学力と自尊感情（質問紙調査では「自分にはよいところがあるか」）には相関があることが分かっている。また、自尊心・自己肯定感が低い生徒はいじめの被害者にも加害者にもなりやすいことが、これまでの教育研究の中で明らかになっている。したがって、自尊心・自己肯定感を高める取組がいじめ防止につながると思われる。

そのためには、一人ひとりの生徒が「わかるようになった」「できるようになった」という自信が持てるような自尊感情を高める取組が必要である。

#### ○わかる授業・できる授業

学習ボランティアを活用して、個に応じた指導を実施し、特に低学力の生徒が「わかった」「できた」という自信が持てるようにする。また、ICTを各教科で積極的に活用して課題を出したり、朝学習で、思考力や表現力の育成を目的とする「考えること・書くこと」の学習を継続して行うなど、毎日決まった時間に、集中できる場所で、学力を高めることを目標として、学習した内容が定着できるように努める。

#### ○学校行事

小規模校の良さを生かし、学校行事において一人ひとりが活躍できる場面を意図的に設け、成就感が持てる教育を推進し、自尊感情を高めていきたい。

#### (2) 一人ひとりに居場所のある学級をつくる取組

深い生徒理解に基づいた教員と生徒との信頼関係や生徒相互の好ましい人間関係を育てる学級経営を行うことにより、学校が安心して学習したり生活したりすることができるような場所にしていきたい。

(安心して学習したり、生活したりできる場所とは)

- ・ お互いに認め合える関係がある
- ・ お互いに何でも言え、温かい言葉がけができる
- ・ 学習、生活する上での一定のルールが明確であり、それがきちんと守られている
- ・ 友達と相談できる場所がある

- ・教室に学習成果が掲示され、明るく清潔に整備されている

### ○Q-U 検査の年2回実施、学校生活満足度調査

学級での人間関係を図り、学校生活に対して、一人ひとりがどれくらい満足しているのかを調査する。市教委指導課を中心として取り組んでいる Q-U 検査を有効に活用する。

調査結果に応じて、教職員が一人ひとりの生徒へのアプローチを考えて手立てを講じていくことでいじめを予防することができる。

## (3) 道徳心を醸成する取組及び豊かな人間関係づくりプログラムの実践

### ○道徳の時間・学級活動の充実

毎週 1 時間の道徳の授業を確実に実施し、「思いやり」「生命尊重」「規範意識」「人権教育」等の豊かな人間性を育むことに努める。

学級活動では、豊かな人間関係づくりをめざして、生徒のコミュニケーション能力の育成に努める。

### ○情報モラル教育の計画的推進

年に数回情報モラルに関する指導を全校生徒に向けて行い、LINE・ツイッター等のソーシャルネットワークサービスやメールを通じて、いじめが行われないように生徒に指導するとともに、保護者会等を通じて保護者への啓発にも努める。

## (4) いじめを防止する生徒主体の取組

### ○生徒会・委員会によるいじめのない学校づくり

生徒会や委員会活動により、いじめ防止の呼びかけをしたり、いじめ防止に向けての話し合いをして具体的にいじめのない学校づくりに向けて取り組む。

## (5) 教職員の行動や言動

### ○観測気球への対応

教職員の見ている前で、いじめの加害者が被害者を冷やかしたり、悪い意味合いでのニックネームで呼んだり、近くに居るのをあからさまに避けたりする等、いじめの加害者が上げた「観測気球」に対して、これらの行為が良くないことを教職員が必ず指導し、適切に対応する。

### ○いじめの助長を防ぐ

過去のいじめ事件の例から、教職員の言動がいじめを大きく助長している場合がある。教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導のあり方に細心の注意を払う。

### ○特別支援教育の充実

個々の教育的ニーズに応じた特別支援教育を充実させ、偏見等がいじめ等が起きないように注意を払う。

#### 4 いじめの早期発見のための取組

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、様々な手立てによりいじめを積極的に認知することが必要である。(法第16条)

##### (1)いじめ早期発見のためのチェックリストの活用

いじめを早期発見するために、以下のチェックリストのような観点で生徒をすべての教職員で観察し、チェックリストに当てはまるような行動が見られたときには、担任や生徒指導主任が中心となって情報交換して、以降の行動にすべての教職員で目を光らせ、いじめの早期発見に努める。

##### <いじめ早期発見のためのチェックリスト>

時系列	NO	生徒を観るポイント
①登校から朝の会	1	遅刻・欠席・早退が増えた
	2	朝の健康観察の返事に元気がない
②教科等の時間	3	教室に入れず、校内教育支援センターや保健室等で過ごす時間が増えた
	4	学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりしている
	5	授業での発言を冷やかされたり、無視されたりする
	6	グループにするとき、机を離されたり避けられたりする。
③休み時間	7	休み時間に一人で過ごすことが増えた
	8	遊んでいる時も、特定の相手に必要以上に気を遣う
	9	遊び仲間が替わった
④昼食時間	10	給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳をされる。
⑤清掃時間	11	重い物や汚れた物を持たされることが多い
	12	清掃時間に一人だけ離れて掃除をしている
⑥帰りの会から 下校	13	責任を押しつけられたり追及されたりすることが多い
	14	帰りの会終了後、用事がないのに下校しようとしな
⑦部活動	15	練習の時間や片付けを一人でしている
	16	グループ分けなどでなかなか所属が決まらない

⑧学校生活全般	17	本意でない係りや委員に無理やり選出される
	18	衣服の汚れや擦り傷が見られる
	19	持ち物や掲示物にいたずらや落書きされる
	20	持ち物が無くなったり壊されたりする

(※福岡県教育委員会発行「いじめの早期発見・早期対応の手引」を参考にした)

## (2)いじめアンケート調査の年2回実施

いじめアンケート調査を実施し、直接いじめを受けていないかどうかを尋ね、教職員に訴える機会を設け、訴えがあった場合には即座に事実関係を調べる等して対応する。

対応の方法については、「5いじめの発見・通報を受けた場合の取組」にある。

いじめアンケート調査については、事前に保護者に対して、調査実施し、いじめを受けていることが判明した場合には保護者に連絡することとする旨を通知する。

尚、いじめアンケートについては見直しを図りながら、より良いものを作り上げていくこととする。例えば、いじめが予想されているにもかかわらず、アンケート調査から見出せないといったことがある場合には、以下のように具体的なアンケート項目を付け加える。

「机を離されたことがある」「お金を貸してくれと言われた」「給食当番を当番でない時にやらされた」「給食当番の時、重い物を持たされた」「学校の帰りに、友達のカバンを一人だけ持たされた」「教科書を隠された」「イスに画鋲が置かれていた」「上履きを隠された」「後ろから背中を急に殴られた」「班決めの時、どの班にも入れてもらえなかった」

「休み時間など会話する友達がいらない」「机の中にゴミを入れられた」「部活動でボールをぶつけられた(時々、いつも)」「給食にゴミを入れられた」「カバンの中に水を入れられた」

「変なあだ名をつけられた」「トイレに呼び出された」「家のチャイムを鳴らされる」「友達と話していると、口を挟んできて友達を連れて行く」

## (3)相談箱の活用及び悩み相談ホットラインの周知、

相談室前に相談箱及び相談用紙を設置して、生徒がいつでもいじめを受けている旨の訴えができるようにしている。相談箱には鍵がかかるようにしてあり、常に心の相談員が相談箱の中を点検するようにしている。そして、心の教育相談員、カウンセリング体制を整備する。また、悩み相談ホットラインを周知し、外部の機関でも相談機関があることを伝える。

## (4)教育相談の実施

学校生活満足度調査やいじめアンケート調査を行い、調査結果をもとにして、教育相談を実施し、担任と生徒が一对一で面談し、その中でいじめを受けているかどうか、学級での生活に満足しているかを見定めていく

## 5 いじめの発見・通報を受けた場合の取組

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

以下は、「4 いじめの早期発見のための取組」でいじめの発見・通報を受けた場合の対応について示す。これらの対応については教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。尚、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、迅速にいじめの疑いがあるかないかを担任を中心に調査する。

### 【いじめアンケート調査実施によるいじめ発見及びその対応】

- ①担任は当調査を実施する。
- ②担任は当調査を速やかに精査し、いじめの状況を把握し、いじめアンケート調査については生徒指導主任に提出する。いじめアンケート調査は5年間保存とする。
- ③生徒指導主任は、どの学年の誰がいじめを受けているかを一覧表にまとめ、管理職に報告する。緊急性が高いいじめについてはただちに④と⑥の対応を行う。
- ④担任は、当調査をもとに教育相談を実施し、いじめの具体的な内容を聴き取る。聴き取った内容については記録に残す。(ア)いつから(イ)だれから(ウ)どのようにいじめを受けているか⑥生徒指導部会でいじめの状況について教職員全員で情報交換し、いじめを受けている被害生徒といじめをしている加害生徒の日常の様子を注視して指導に当たることを確認する。
- ⑤いじめをしていると思われる生徒について、担任といじめ対策にあたる教員(できるだけ生徒が話しやすい者を選ぶ)とで、本当にいじめをしているかどうか聴き取る。聴き取った内容については記録に残す。(④との整合性を確かめる。)  
(ア)いつから(イ)だれが(ウ)どのようにいじめを行ったか(エ)なぜいじめを行ったか。  
※複数の生徒でいじめをしている場合には、複数の教員が同時に複数の生徒の面談をすることも必要である。
- ⑥いじめ対策検討委員会で、今後の対処について検討する。なお、検討した結果、重大事態に当てはまる場合には「6 重大事態への対処」のとおり行う。  
(ア)担任といじめ対策にあたる教員とで、いじめを受けた生徒といじめている生徒を対面させて、いじめている生徒にその場でいじめを認めさせる。  
(イ)担任は、いじめを受けた生徒の保護者といじめている生徒の保護者に今回の事実及び指導した内容を説明する。
- ⑦以降、いじめが繰り返されないかを全職員で見守るとともに、保護者にも連絡をとりながら生徒の状況の変化について確認していく。
- ⑧「②・③・④・⑥・⑦・⑧」の内容について文書にまとめて、我孫子市教育委員会に報告する。



## 6 重大事態への対処

### (1) 重大事態として対処を要する場合

児童がいじめにより以下に掲げるような事態に陥った場合に、重大事態と考える。

(法第28条1より)

- 生徒が自殺を企図した場合
- 児童の身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

(法第28条2より)

○いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的理由によるものを除く)をいう。

(いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議より)

○生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出があった場合

### (2) 重大事態の報告

上記のように、重大事態として対処する事案が起きた場合には、我孫子市教育委員会を通じて我孫子市長に事態発生について報告する。我孫子市教育委員会が当事案の調査を行う主体について判断する。

### (3) 重大事態の調査

我孫子市教育委員会から本校が当事案の調査を行うように指示を受けた場合には、「いじめ対策委員会」を中心に、以下の手順で調査を行う。

調査する内容には主に(ア)から(ウ)であるが、客観的な事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

(ア) 重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか。

(イ) いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか。

(ウ) このことに学校・教職員がどのように対応したか。

なお、調査実施にあたり、当委員会の、特に、学校外のメンバーにその旨を連絡する。

#### 【重大事案における調査手順】

- ① いじめられた被害生徒からの聴き取りをいじめ対策委員会のメンバー(複数の教員)が実施する。聴き取った内容については記録に残す。

(ア)いつから(イ)だれから(ウ)どのようにいじめを受けているか。

- ② 必要に応じて、いじめを確認していると思われる生徒から聴き取りをいじめ対策委員会のメンバー(複数の教員)が実施する。聴き取った内容については記録に残す。

(ア)いつから(イ)だれが(ウ)どのようにいじめているところを見たか

※ いじめを確認していると思われる生徒が不明な場合には、必要に応じて質問紙 調査を実施する。なお、その際は質問紙調査の実施で得られた内容をいじめられた被害生徒やその保護者に提供する旨を調査実施対象となる生徒や保護者に通知する。

- ③ いじめられた被害生徒やいじめの情報提供した生徒に対して、今後いじめ等の被害を受けないように全教職員で守っていくことを伝える。被害生徒が不登校になっている場合には、学校生活復帰の支援や学習支援にあたる。
- ④ いじめた加害生徒からの聴き取りをいじめ対策委員会メンバー(複数の教員)が実施する。聴き取った内容については記録に残す。

(ア)いつから (イ)だれが (ウ)どのようにいじめを行ったか (エ)なぜいじめを行ったか。

- ⑤ いじめた加害生徒に対しては、いじめ対策委員会のメンバー(複数の教員)がいじめ行為を止めるよう指導を行う。
- ⑥ いじめ対策委員会のメンバー(専門的な知識を有する者)が調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか)を確認するとともに、こうしたいじめ行為に対して学校がどのように対応したかを、調査を行った上で精査し、これらの内容をまとめる。
- ⑦ ①～⑥の内容について、いじめ対策委員会において書面にまとめて我孫子市長に報告する。

- ⑧ いじめられた被害生徒とその保護者及びいじめた加害生徒とその保護者に対して 当事案について調査により明らかになった事実関係を説明する。

なお、この際関係者の個人情報に配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことはしない。

以降も定期的に当事案の経過報告をいじめられた被害生徒の保護者に対して行う

## 7 いじめ対策における年間計画

時期	内容
5月	○第1回いじめ対策委員会(必要に応じて外部メンバーを招集) ・今年度のいじめ対策について話し合う。 ・6月に実施する調査の内容を検討する。
6月	○いじめアンケート調査(前期) ・調査を実施し、結果をとりまとめる。 ○調査結果をまとめ、生徒指導部会で共通理解する。
7月	○第2回いじめ対策委員会(必要に応じて外部メンバーを招集) ・発見されたいじめの対策を検討する。

1 1 月	○いじめアンケート調査(後期) ・調査を実施し、結果を取りまとめる。 ○調査結果をまとめ、生徒指導部会で共通理解する。
1 2 月	○第3回いじめ対策委員会(必要に応じて外部メンバーを招集) ・発見されたいじめの対策を検討する。
2 月	○第4回いじめ対策委員会(必要に応じて外部メンバーを招集) ・今年度のいじめ対策の成果と課題について話し合う。 ・次年度のいじめ対策について検討する。

※毎週 木曜日の3校時に生徒指導部会を定例実施

生徒指導関係を中心に不登校や特別支援教育等についてスクールカウンセラーや心の相談員、各学年、管理職等により話し合い、情報交換、共通理解の場とする。

## 8 その他

### ○参考資料

いじめた加害生徒に対する性行不良を理由とした出席停止措置については、我孫子市教育委員会が行うことになっている。このことについては、以下の資料1、2を参照する。

#### <資料1:学校教育法>

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良 であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

1. 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
2. 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
3. 施設又は設備を損壊する行為
4. 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

#### <資料2:出席停止制度の適切な運用について(文部科学省)>

○出席停止制度とはどのような制度ですか。

学校は、児童生徒が安心して学ぶことができる場でなければならず、その生命及び心身の安全を確保することが学校及び教育委員会に課せられた基本的な責務です。学校において問題行動を繰り返す児童生徒には、学校の秩序の維持や他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障する観点からの早急な取組が必要であり、児童生徒を指導から切り離すことは根本的な解決にはならないという基本認識にたつて、一人一人の児童生徒の状況に応じたきめ細かい指導の徹底を図ることが必要です。

しかし、公立小学校及び中学校において、学校が最大限の努力をもって指導を行ったにもかかわらず、性行不良であって他の児童生徒の教育の妨げがあると認められる児童生徒があるときは、市町村教育委員会が、その保護者に対して、児童生徒の出席停止を命ずることができます。

(学校教育法第26条、第40条)。

この出席停止制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から設けられています。

#### ○学校教育法の規定等

##### 1 出席停止の要件の明確化

出席停止の基本的な要件は、「性行不良」であることと、「他の児童生徒の教育の妨げがある」と認められることの2つが示されています。

法律上の要件を明確化するため、「性行不良」の例として、「他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為」「職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為」「施設又は設備を損壊する行為」「授業その他の教育活動の実施を妨げる行為」が掲げられ、それらの「一又は二以上を繰り返し行う」ことが示されました。

##### 2 出席停止の手続に関する規定の整備

出席停止は、法律の規定の趣旨を踏まえ、定められた要件に基づき、適切な手続を踏みつつ運用されることが必要です。そのために、出席停止の命令の手続に関し必要な事項を教育委員会規則で定め、実際に市町村教育委員会が出席停止を命ずる際には、保護者の意見の聴取を行うこと、出席停止を告げるときには理由及び期間を記載した文書を交付しなければならないことが示されました。

##### 3 出席停止期間中の児童生徒に対しての学習支援措置の明記

出席停止制度の運用にあたっては、他の児童生徒の安全や教育を受ける権利を保障すると同時に、出席停止期間措置中の当該児童生徒への指導の充実を図ることも重要です。そのため、市町村教育委員会は、出席停止期間中の児童生徒に対して学習支援の措置を講じるものとすることが定められました。

#### ○参考図書

「いじめの防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日文武科学大臣決定

「生徒指導リーフ増刊号 Leaves1 いじめのない学校づくり—『学校いじめ防止基本方針』策定

Q&A-」 国立教育政策研究所

「生徒指導リーフ増刊号 Leaf4 いじめアンケート」 国立教育政策研究所

「いじめで子どもが壊れる前に」 藤川大祐著(角川学芸出版)

「いじめは休み時間起きる」 山中 忠著(遊学社)